

## 「第六章 昇給及賞典

第四十一条 满三十一年以上者、会社に勤続シテノ一人にて

一在職中死セレタベトキ

二、會合社ノ御令ニ依リ解雇シタルトキ

三、業務上、疾患、依リ年後當番就クト候ハスシテ退職シタルトキ

四、会社於テ職工以外、但ノ書類者、謫職シタルトキハ左ノ各号ノ一勤續半常勤半休

(1) 满三十ヶ年以上勤續者

日給三十日分

滿五十ヶ年以上会

会百三十日分

滿十ヶ年以上会

会百六十五日分

(2) 满八ヶ年以上会

会百三十日分

支給又

右及通牒候也

別記二 勤續半常勤半休

謹願書

書

滿十五年以上勤續者、八ヶ年ノ勤續滿一年又三日給二十日分予贈與久

祖レ給制ヲ特給制ニ改吉レ時ハ特給ニヨル此場合一日分テ八時同換算

支給又

以上六共存共榮、旨趣三基キ先報來交渉致候モ遺憾ナガラホグ從業員トシテ將來  
、勤務上ニ生詮、上ニ非常アル不安ラ益スノミニテ有ニ詮ニ日換宣慰慮  
、結果六、如ノ該案改稿ニ付キ何卒企徳業寔、亥音御涼察、上御安忍  
被下度右懇願仕候

嘆願條項

一物價半當月額、約二分一ヲ以テ尤記、如ク昇給ヲ實施セラレタシ

(1) 二百名ニ付シ各一名ニ全八錢(實施前)

(2) 二百名ニ付シ各一名ニ全二錢

(3) 二年又一ヶ月皆勤務額ヲ以テ養老年當た、如ク明定セラレタシ

(4) 一人一年ニ付シ全六十升完

夫金銀等年利實施ニ附シ冷用限、二年同實施ノ迄期ニヨリタシ

夫金銀等年利實施ニ附シ冷用限、二年同實施ノ迄期ニヨリタシ